



国民健康保険は、みなさんが病気等になった場合に、安心して医療をうけられるように、みんなで助け合おうという制度です。この機会に国保について考えてみませんか？

国民健康保険は大切な制度です

自分のためにも家族のためにも

医療費の自己負担割合

山梨県老人医療費支給制度に該当する方は老人医療費受給者証が、また 70～74 歳の方には高齢受給者証が保険証とは別に交付されますので、保険証と一緒に必ず医療機関に提示してください。

重度医療・ひとり親家庭医療・子ども医療費の各助成制度の受給者証をお持ちの方は保険証と一緒に医療機関に提示してください。保険適用分については自己負担が窓口で無料となります。（※ 重度医療の医療費助成については、11 月から自動還付方式【一旦窓口分を支払い、その後返金する方法】に変更になります。）

対象年齢	0～6歳 (小学校入学前)	7～69歳	70～74歳
自己負担割合	2割	3割	1割(平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方) 2割(平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎えた方) (ただし、現役並み所得者は3割)

国保加入の状況

加入世帯数・被保険者数の割合は、市全体のそれぞれ約 37%と約 26%を占めており、年齢別にみると、60 歳以上の加入者数が増加傾向にあります。

(年度末)					(年度末)				
項目		23年度	24年度	25年度	年齢別		23年度	24年度	25年度
市全体	世帯数（世帯）	12,355	12,383	12,396	～19歳	人 数（人）	1,027	1,004	897
	人 口（人）	31,679	31,342	31,039		構成比（％）	12.5	12.2	11.2
国 保	世帯数（世帯）	4,631	4,695	4,617	20～39歳	人 数（人）	1,272	1,293	1,144
	被保険者数（人）	8,236	8,267	7,961		構成比（％）	15.4	15.6	14.4
加入割合	世 帯（％）	37.5	37.9	37.2	40～59歳	人 数（人）	1,911	1,860	1,821
						構成比（％）	23.2	22.5	22.9
	人 数（％）	26.0	26.4	25.6	60～74歳	人 数（人）	4,026	4,110	4,099
						構成比（％）	48.9	49.7	51.5
					合 計	人 数（人）	8,236	8,267	7,961

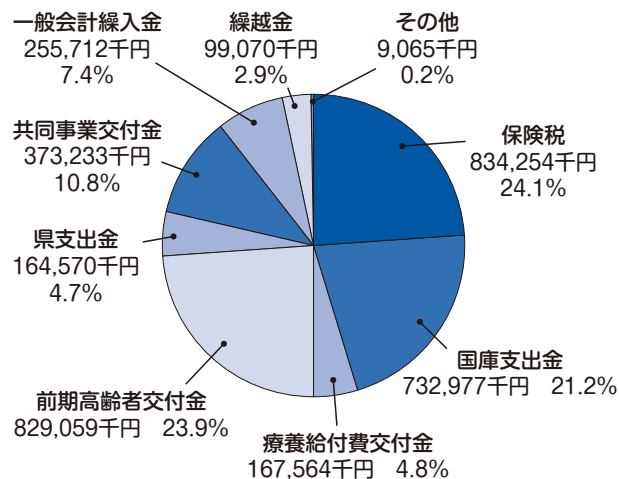
ご注意ください

会社員の方が会社をやめた場合(社保から国保になる場合)には、14 日以内にご自身で国保の加入手続きを行う必要があり、逆に、新たに会社員になる場合(国保から社保になる場合)にも、14 日以内にご自身で国保の資格喪失手続きを行う必要があります。手続きの際は、国保医療担当までお問い合わせください。

国保会計収支決算の状況

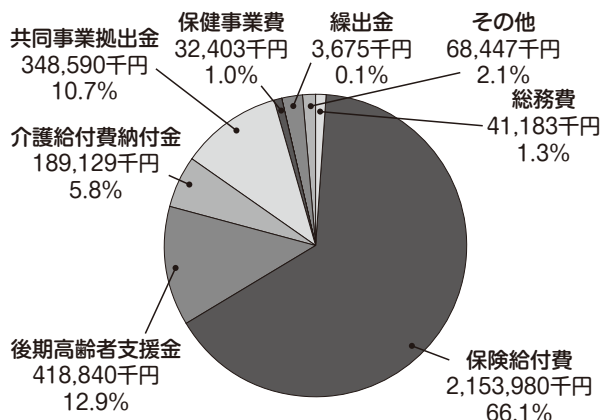
歳入では、保険税が全体収入の約 1/4 を占め、国保会計の基礎となる最も大切な財源となっています。このほか、保険給付費や後期高齢者支援金等の財源となる国や県からの支出金、社会保険診療報酬支払基金からの前期高齢者交付金等が大きな割合を占めています。

平成25年度 歳入 34億6,550万4千円



歳出では、保険給付費が前年より 0.2% 減少しましたが、歳出全体の約 2/3 を占めています。このほか、後期高齢者医療制度の運営を支援するための後期高齢者支援金、県内市町村国保で共同事業を行うための共同事業拠出金等が大きな割合を占めています。

平成25年度 歳出 32億5,624万7千円



保険税と医療費の推移

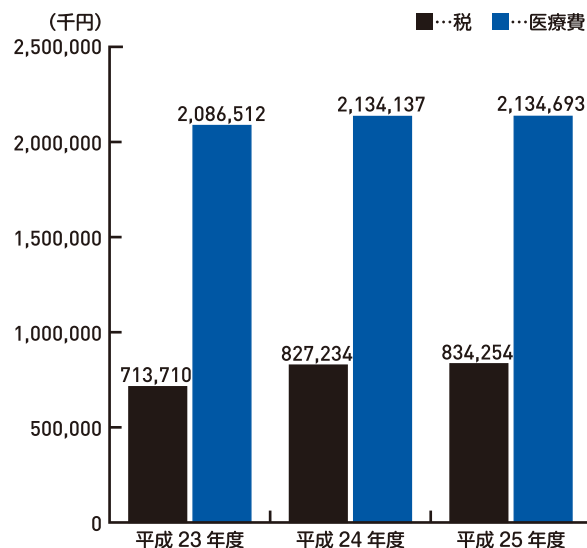
保険税については、年々増加が見込まれる医療費の財源とするため、平成 24 年度に税率改定を行い、平成 25 年度は前年度に比べ 0.85% の増となりました。

国保に加入しているみなさんが医療機関等にかかったとき、医療費の本人負担分 (1 ~ 3 割) を支払いますが、残り (7 ~ 9 割) は、みなさんが納める保険税等で医療機関に支払われます。保険税は、国保会計の基礎となる最も大切な財源ですので、必ず納期限までに納めましょう。

また、健康診断の受診による早期発見・早期治療やジェネリック医薬品の活用により、医療費の削減に努めましょう。

※ ジェネリック医薬品とは

新薬と同一の成分、効果、効能で新薬より安価な医薬品です。医師や薬剤師に相談のうえ、ご利用ください。



保険税、一部負担金の減免・軽減

火災や風水害、疾病や負傷等で収入が著しく減少したなど、特別な事情により保険税の納付が困難になったときは、基準により保険税の減免を受けることができます。また、平成 21 年 3 月 31 日以降に、倒産・解雇・雇止めなどにより離職された国保加入者は、保険税の軽減を受けることができます。

なお、特別な事情により生活が困窮し、医療費の自己負担額の支払いが困難になったときは、自己負担額の減額、免除、徴収猶予等を受けることができます。

いずれの場合も申請が必要ですので、お問い合わせください。